

業務実績報告追加資料

1. 総務省政独委の意見に対する平成19年度実績評価の実施状況

【1-1】利益剰余金の発生要因について

19年度で発生した当期総利益1,869百万円のうち、1,823百万円は承継勘定に係るものであり、その要因は以下のとおりである。なお、残る46百万円は公害健康被害補償予防業務勘定の短期の運用利息に係るものである。

割賦譲渡利息等の収益と借入金利息等の費用の収支差額	1,195百万円
財源措置予定額収益()	251百万円
貸倒損失	290百万円
貸倒引当金戻入	496百万円
過年度に償却した債権の取立益	170百万円
計	1,823百万円

財源措置予定額収益は、独立行政法人会計基準第83に基づき計上したもの

【1-2】目的積立金を申請・計上していない理由について

目的積立金については「独立行政法人の経営努力認定について」(平成19年7月4日改定・総務省行政管理局)により認定の基準が定められており、「収入の増加や費用の節減が外部要因によらず法人の自主的な活動によることが合理的に説明できる」よう、要請されている。

19年度に発生した当期総利益1,869百万円の発生要因は、割賦譲渡利息等の収益と借入金利息等の費用の収支差額等であり、上記の経営努力認定の基準に該当しないと考えられることから目的積立金の申請・計上を行っていない。

【1-3】公害健康被害補償予防業務勘定における機構の貸倒懸念債権、破産更生債権等の管理状況や解消に向けた取組について

(1) 貸倒懸念債権について

平成19年度末における貸倒懸念債権については、28,667,800円であり、その全額が汚染負荷量賦課金に係る未収金である。このうち、2,311,967円については、貸倒引当金を計上している。

貸倒懸念債権の回収については、計画的な納付を慫慂するなど、確実な債権回収に努めてきている。

(2) 破産更生債権等について

平成19年度末の破産更生債権等は、2,629,873,900円である。この内訳は、

- ・既に経営破綻等に伴い、法的整理等が開始された汚染負荷量賦課金の未収金
22,363,900円

- ・公健法第62条第1項に規定する特定賦課金に係る未収金
2,607,510,000円である。

既に経営破綻し法的整理等が開始された汚染負荷量賦課金の未収金のうち、18,162,590円については、貸倒引当金を計上している。未収金の回収については、当該賦課金債権が公健法に基づき優先債権である旨を破産管財人等へ説明の上、債権の届出を行い、債権回収に努めている。

補償法第62条第1項に規定する特定賦課金の未収金は、特定賦課金の納付義務者となる汚染原因者が特定できていないため、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成16年環境省令第11号）第12条の規定に基づいて会計処理を行い、全額貸倒引当金を計上している。

【1-4】ラスパイレス指数について

- (1) 当機構は、環境分野の政策実施機関として、環境分野における専門性と知識・能力を有する人材を確保してきたことから大卒者以上の占める割合が国に比べ高くなっていることが対国家公務員指数を上げる要因の一つと考えられる。

【職員数に占める大学卒以上の比率(%)】

	環境再生保全機構	国家公務員
大学卒	82.2	48.2

- (2) また、当機構は特殊法人整理合理化計画に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団が実施していた多岐にわたる業務を承継しており、各業務の専門部署を設置した結果、機構の管理職割合(27.8%)が国(13.4%)より高くなっていることも、対国家公務員指数を上げる要因の一つになっていると考えられる。

国の管理職割合は平成18年度国家公務員給与等実態調査(人事院)の行(一)6級以上の割合である。

2. 汚染負荷量賦課金の未申告事業者の状況

【2-1】未申告の主な理由

未申告の主な理由は、破産法等による法的整理中であること、事業所の所在が不明であること、既にばい煙発生施設がないにも関わらず申告をしなければならないのはおかしいなど制度に不満があること、経営不振を理由として申告に応じないこと、などである。

【2-2】未申告者への申告督促の具体的対応内容

公健法第55条第2項に規定する納付期限の5月15日までに申告をしない事業所については、受託商工会議所が、ハガキ、電話等により繰り返し申告督促を実施している。督促を行っても申告がない事業所については、申告督促に関する指導状況等を業務実施台帳に記載した上で、機構に引き継いでいる。

機構においては、全ての未申告事業者に対して督促を行っている。文書、電話による督促を行い、一部については現地訪問による申告督促を実施し、粘り強く申告を慫慂している。

3. 納付義務者の過年度推移一覧

【3-1】未申告事業者数及び未申告事業者のうち申告督促により申告・納付に応じた事業者数

(単位：件)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度
納付義務者数	8,772 ※2	8,747 ※2	8,667 ※2	8,618 ※2
6月末の申告件数	8,467 (96.5%)	8,418 (96.2%)	8,381 (96.7%)	8,345 (96.8%)
6月末の未申告件数	305 (3.5%)	329 (3.8%)	286 (3.3%)	273 (3.2%)
申告督促により申告した件数	54 (0.6%)	54 (0.6%)	66 (0.8%)	69 (0.8%)
納付義務抹消件数 ※1	13 (0.1%)	79 (0.9%)	34 (0.4%)	49 (0.6%)
年度末未申告件数	238 (2.7%)	196 (2.2%)	186 (2.1%)	155 (1.8%)

※1 破産終結、清算終了等により納付義務を抹消した件数

※2 ()書きは、納付義務者に占める割合

【3-2】滞納者の数、理由

(単位：件)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
滞 納 理 由	破綻による法的整理	6	5	7	8
	破綻による自主整理	2	0	1	4
	その他(所在不明)	2	2	2	1
	納付督促	13	11	6	5
滞納件数の合計		23	18	16	18

【3-3】最終的な未申告事業者の態様別事業者数

(単位：件)

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度
(1)破産法等の法的手続き開始	74	51	52	36
(2)所在不明	28	29	36	36
(3)制度不満	71	51	41	33
(4)経営不振	45	52	47	24
(5)その他	20	13	10	26
① 任意整理中	(8)	(5)	(4)	(13)
② 登記上存在するが実態なし	(8)	(8)	(6)	(11)
③ 納付義務を抹消予定	(4)	(0)	(0)	(2)
計	238	196	186	155

4. 不正受給者について

【4-1】不正受給者に関する機構の認識

- (1) 昭和62年9月の公健法改正に伴い、昭和63年3月1日以降、新たな認定は行われていないので、現在の被認定者以外の方が、不正受給を受けようとすることはない。
- (2) 被認定者については、認定の更新(3年ごと)及び障害等級の見直し手続き(1年ごと)が定期的に行われている。被認定者の死亡によって遺族の方に支給される給付(遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料)についても、毎年請求者本人の確認が戸籍謄本等により行われるので、不正受給の可能性は極めて小さいと考える。
- (3) 一方、被認定者へ給付される障害補償費や死亡した被認定者と生計を共にしていた遺族へ10年間支給される遺族補償費については、遺族による死亡届が遅延したため、死亡後もこれらの給付を支給していた事例が少数ある。都道府県知事等は、死亡確認を行った時点で支給を中止し、過誤払いとなった金額は、受給者の遺族等に返還させる等適正な処理が行われている。
- (4) また、機構は、環境省が主催する担当課長会議において、過誤払いの事例に関して注意喚起を行うとともに、都道府県等に対して定期的に指導調査を行い、補償給付の事務処理が適正に実施されているか確認を行っている。今後とも、補償給付が適正に行われるよう厳格に対応して参りたい。

5. 地球環境基金に関する金額別地域一覧

【5-1】金額別グラフ

